

# 定 款

一般財団法人 富山県消防設備保守協会

# 一般財団法人富山県消防設備保守協会定款

平成25年3月18日富山県指令24消第742号移行認可

## 第1章 総 則

### (名 称)

第1条 この法人は、一般財団法人富山県消防設備保守協会と称する。

### (事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を富山県富山市に置く。

## 第2章 目的及び事業

### (目 的)

第3条 この法人は、消防設備士及び消防設備点検資格者（以下「消防設備士等」という。）の健全な育成、消防防災用設備機器等の設置及び維持管理の適正化、防災対象物の防火防災安全対策の推進、消防防災に関する調査研究を行なうとともに防火防災思想の普及広報に努め、火災その他の災害から生命身体の安全を確保し、財産の被害の軽減を図り、もって社会公共の福祉の増進に寄与することを目的とする。

### (事 業)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 消防防災用設備機器等の設置及び維持管理の適正化の推進
- (2) 消防防災技術者等を養成するための講習及び研修の実施
- (3) 保守業務等に関する調査、研究及び知識の普及
- (4) 防火対象物の防火管理者を養成するための講習及び防火防災安全対策の推進
- (5) 防火防災思想の普及広報
- (6) 関係官公庁及び関連団体との連絡協調
- (7) その他前各号に定める事業に関連する事業

2 前項の事業は、富山県において行うものとする。

## 第3章 資産及び会計

### (基本財産)

第5条 この法人の目的である事業を行うために不可欠な別表の財産は、この法人の基本財産とする。

- 2 基本財産は、この法人の目的を達成するために善良な管理者の注意をもって管理しなければならず、基本財産の一部を処分しようとするとき及び基本財産から除外しようとするときは、あらかじめ理事会及び評議員会の承認を要する。

#### (事業年度)

第6条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

#### (事業計画及び収支予算)

第7条 この法人の事業計画書及び収支予算書については、毎事業年度開始の日の前日までに理事長が作成し、理事会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

- 2 前項の書類については、主たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置くものとする。

#### (事業報告及び決算)

第8条 この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、理事長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
- (2) 事業報告の附属明細書
- (3) 貸借対照表
- (4) 正味財産増減計算書
- (5) 貸借対照表及び正味財産増減計算書の附属明細書

- 2 前項の承認を受けた書類のうち、第1号、第3号及び第4号の書類については、定時評議員会に提出し、第1号の書類についてはその内容を報告し、第3号及び第4号の書類については承認を受けなければならない。
- 3 第1項の書類のほか、監査報告を主たる事務所に5年間備え置くとともに、定款を主たる事務所に備え置くものとする。

## 第4章 評議員

#### (評議員の定数)

第9条 この法人に評議員5名以上15名以内を置く。

#### (評議員の選任及び解任)

第10条 評議員の選任及び解任は、一般財団法人に関する法律第179条から第195条の規定に従い、評議員会において行う。

### (評議員の任期)

第11条 評議員の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。

2 任期の満了前に退任した評議員の補欠として選任された評議員の任期は、退任した評議員の任期の満了する時までとする。

3 評議員は、第9条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお評議員としての権利義務を有する。

### (評議員の報酬等)

第12条 評議員は無報酬とする。

## 第5章 評議員会

### (構成)

第13条 評議員会は、すべての評議員をもって構成する。

2 評議員会の議長は、評議員の中から互選によって定める。

### (権限)

第14条 評議員会は、次の事項について決議する。

- (1) 理事及び監事の選任又は解任
- (2) 理事及び監事の報酬等の額
- (3) 貸借対照表及び正味財産増減計算書の承認
- (4) 定款の変更
- (5) 残余財産の処分
- (6) 基本財産の処分又は除外の承認
- (7) その他評議員会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

### (開催)

第15条 評議員会は、定時評議員会として毎年度6月までに1回開催するほか、必要がある場合に開催する。

### (招集)

第16条 評議員会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき理事長が招集する。

2 評議員は、理事長に対し、評議員会の目的である事項及び招集の理由を示して、評議員会の招集を請求することができる。

## (決 議)

第17条 評議員会の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の3分の2以上に当たる多数の決議をもって行わなければならない。

- (1) 監事の解任
- (2) 定款の変更
- (3) 基本財産の処分又は除外の承認
- (4) その他法令で定められた事項

3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第19条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

## (議事録)

第18条 評議員会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 出席した議長及び当該評議員会において選任された議事録署名人2名が記名押印する。

## 第6章 役 員

### (役員の設定)

第19条 この法人に、次の役員を置く。

- (1) 理 事 15名以上25名以内  
(理事長、副理事長、常務理事を含む)

- (2) 監 事 3名以内

2 理事のうち1名を理事長、2名を副理事長、1名を常務理事とする。

3 前項の理事長をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の代表理事とし、常務理事をもって同法第91条第1項第2号の業務執行理事とする。

### (役員を選任)

第20条 理事及び監事は、評議員会の決議によって選任する。

2 理事長、副理事長及び常務理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

### (理事の職務及び権限)

第21条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

- 2 理事長は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行し、副理事長は、理事長を補佐し、常務理事は理事会において別に定めるところにより、この法人の業務を分担執行する。
- 3 理事長及び常務理事は、毎事業年度に4箇月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

#### (監事の職務及び権限)

第22条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

- 2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

#### (役員任期)

第23条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。

- 2 監事の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。
- 3 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。
- 4 理事又は監事は、第19条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

#### (役員解任)

第24条 理事又は監事が、次のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によって解任することができる。

- (1) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。
- (2) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき。

#### (役員報酬等)

第25条 理事及び監事は、無報酬とする。

## 第7章 理事会

#### (構成)

第26条 理事会は、すべての理事をもって構成する。

### (権 限)

第27条 理事会は、次の職務を行う。

- (1) この法人の業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 理事長、副理事長及び常務理事の選定及び解職

### (種類及び開催)

第28条 理事会は、通常理事会及び臨時理事会の2種とする。

- 2 通常理事会は、毎事業年度2回開催する。
- 3 臨時理事会は、次の各号の1に該当する場合に開催する。
  - (1) 理事長が必要と認めたとき
  - (2) 理事長以外の理事から会議の目的である事項及び招集の理由を示して招集の請求があったとき

### (招 集)

第29条 理事会は、理事長が招集し、その会議の議長となる。

- 2 理事長が欠けたとき又は理事長に事故があるときは、各理事が理事会を招集する。

### (決 議)

第30条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

- 2 前項の規定にかかわらず、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第197条において準用する同法第96条の要件を満たしたときは、理事会の決議があったものとみなす。

### (議事録)

第31条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

- 2 出席した理事長及び監事は、前項の議事録に記名押印する。

## 第8章 会 員

### (構 成)

第32条 この法人に次の会員を置くことができる。

- (1) 維持会員 県内において消防用設備等の設置又は保守の業務に携わる個人又は事業所、消防防災の業務に携わる団体
  - (2) 賛助会員 県内において消防機械器具等の製造又は販売等を業とするもの及び協会の目的に賛同する個人又は事業所
- 2 維持会員及び賛助会員は、別に定める負担金を納入しなければならない。

## 第9章 顧問及び参与

### (顧問及び参与)

第33条 この法人に顧問及び参与を若干名置くことができる。

- 2 顧問及び参与は、学識経験のある者のうちから理事会の同意を得て理事長が委嘱する。
- 3 顧問及び参与は、この法人の業務に関する重要な事項について理事長の相談に応じ又は助言する。

### (顧問及び参与の任期)

第34条 顧問及び参与の任期は、2年とし、その期間を委嘱状に明示するものとする。

### (顧問及び参与の報酬)

第35条 顧問及び参与は、無報酬とする。

## 第10章 事務局

### (事務局)

第36条 この法人の事務を処理するために事務局を置く。

- 2 事務局には、事務局長その他必要な職員を置く。
- 3 事務局長その他の職員は、理事長が任免し、又は委嘱する。ただし、事務局長の任免については、あらかじめ理事会の同意を得なければならない。

## 第11章 定款の変更及び解散

### (定款の変更)

第37条 この定款は、評議員会の決議によって変更することができる。

- 2 前項の規定は、この定款の第3条、第4条及び第10条についても適用する。

### (解散)

第38条 この法人は、基本財産の滅失によるこの法人の目的である事業の成功の不能その他法令で定められた事由によって解散する。

### (残余財産の帰属等)

第39条 この法人が清算をする場合において有する残余財産は、評議員会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

- 2 この法人は、剰余金の分配を行うことができない。

## 第12章 公告の方法

### (公告の方法)

第40条 この法人の公告は、電子公告により行なう。

- 2 事故その他やむを得ない事由によって前項の電子公告をすることができない場合は、富山県において発行する北日本新聞に掲載する方法による。

## 第13章 補 則

### (委員会及び委員)

第41条 この法人は、理事会の議決を経て専門事項を調査審議するため、委員会を置くことができる。

- 2 委員会の委員は、学識経験者のうちから、理事長が理事会の同意を得て委嘱する。
- 3 委員会及び委員に関し必要な事項は、理事長が定める。

### 附 則

- 1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第121条第1項において読み替えて準用する同法第106条第1項に定める一般法人の設立の登記の日から施行する。
- 2 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第121条第1項において読み替えて準用する同法第106条第1項に定める特例民法法人の解散の登記と一般法人の設立の登記を行ったときは、第6条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。
- 3 この法人の最初の代表理事は鹿熊 安正とする。

### 附 則

この定款は、平成27年4月1日から施行する。

この定款は、令和5年6月14日から施行する。

#### 別表 基本財産

財産種別	場所・物量等
預 金	150万円 北陸銀行県庁内支店